千葉市霊園管理規則

(昭和39年千葉市規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市霊園設置管理条例(昭和39年千葉市条例第42号。以下「条例」という。)第34条の規定に基づき、千葉市桜木霊園(以下「桜木霊園」という。)及び千葉市平和公園(以下「平和公園」という。)(以下これらを「霊園」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可を受けることができる者の資格)

- 第2条 一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けようとする者に係る条例第6条 第6号の規則で定める要件は、次のとおりとする。
- (1) 一般墓地の使用許可を受けようとする者にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 1年以上継続して本市に居住していること。
 - イ 一般墓地の使用許可を得ようとする者が死亡者の配偶者又は2親等内の血族であること。
 - ウ 現に焼骨 (分骨でないものに限る。次号において同じ。) を所持していること。
- (2)合葬式墓地の使用許可を受けようとする者のうち、現に焼骨を所持しているもの(第4号に掲げるものを除く。)にあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、一の使用許可につき埋蔵できる焼骨は、2体までとする。
 - ア 1年以上継続して本市に居住していること。
 - イ 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者が死亡者の配偶者又は2親等内 の血族であること。
 - ウ 生前1体及び焼骨1体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、自己 及びその者との関係が配偶者又は2親等内の血族である者の焼骨の使用を目 的とすること。
- (3)合葬式墓地の使用許可を受けようとする者のうち、焼骨を所持していないものにあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、一の使用許可につき埋蔵できる焼骨は、2体までとする。
 - ア 1年以上継続して本市に居住していること。
 - イ 1体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、自己の使用を目的とすること。
 - ウ 2 体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、自己及びその配偶者又は 2 親等内の血族の使用を目的とすること。
- (4) 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者のうち、現に一般墓地を使用しているものにあっては、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア 当該一般墓地を返還すること。
 - イ 現に当該一般墓地に埋蔵している焼骨の使用を目的とすること。

(公募)

- 第3条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 申込方法
- (2) 申込期間
- (3)受付場所
- (4) 使用者の資格
- (5) 公募する霊園名、施設の種別及び数
- (6) 使用料の額
- (7)管理料の額
- (8) その他必要な事項

(公募への申込み)

第4条 合葬式墓地の公募に申込みをしようとする者は、市長が別に定める申込書を 提出しなければならない。ただし、電子申請による申し込みをする場合にあっては、 この限りでない。

(使用予定者の決定)

第5条 条例第8条第1項の規定による使用予定者の決定は、公開して行う抽選によるものとする。

(補欠者の決定)

- 第6条 市長(平和公園にあっては条例第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)。次項、次条第1項及び第2項本文、第9条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条第1号力並びに第19条第2項及び第3項において同じ。)は、条例第8条第1項の規定により使用予定者を決定するときは、同時に使用予定者の補欠者及びその補欠の順位を公開して行う抽選により決定するものとする。
- 2 市長は、公募した一般墓地又は合葬式墓地について、条例第9条の手続を行わない使用予定者又は条例第6条各号に掲げる要件を満たさない使用予定者が生じたときは、当該一般墓地又は合葬式墓地に係る前項の補欠者を補欠の順位に従い、使用予定者とするものとする。

(使用の申請)

- 第7条 条例第5条第1項の規定により一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用の 許可を受けようとする者は、一般墓地使用許可申請書(様式第1号)、合葬式墓地 使用許可申請書(様式第2号)又は桜木霊堂使用許可申請書(様式第3号)を市長 に提出しなければならない。
- 2 一般墓地の使用の許可を受けようとする者にあっては、前項の一般墓地使用許可申請書のほか次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたものについては、その一部を省略することができる。
- (1) 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木霊堂の使用許可証(原本及びその写し)
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等

- (4) 申請者と死亡者との続柄を証明する原戸籍、戸籍の全部事項証明書等
- (5) 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類 (承諾書等)
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 合葬式墓地の使用の許可を受けようとする者にあっては、第1項の合葬式墓地使用許可申請書のほか次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたものについては、その一部を省略することができる。
- (1) 焼骨を所持している者(第3号に掲げる者を除く。)
 - ア 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木霊堂の 使用許可証 (原本及びその写し)
 - イ 申請者の住民票の写し
 - ウ 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等
 - エ 申請者と死亡者との続柄を証明する原戸籍、戸籍の全部事項証明書等
 - オ 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書等)
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 焼骨を所持していない者
 - ア 申請者の住民票の写し
 - イ 2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者と申請に係る合 葬式墓地に埋蔵されることとされている者との続柄を証明する原戸籍、戸籍の 全部事項証明書等
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (3) 現に一般墓地を使用している者
 - ア 一般墓地の使用許可証 (原本及びその写し)
 - イ 申請者の住民票の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- 4 桜木霊堂の使用の許可を受けようとする者にあっては、第1項の桜木霊堂使用許可申請書のほか次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたものについては、その一部を省略することができる。
- (1) 火葬許可証、改葬許可証又は埋蔵若しくは収蔵を証明する書類
- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(許可証)

- 第8条 条例第10条第1項に規定する使用許可証は、一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用の許可につき、それぞれ、一般墓地使用許可証(様式第4号)、合葬式墓地使用許可証(様式第5号)又は桜木霊堂使用許可証(様式第6号)とする。 (許可証の書換え)
- 第9条 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例第11条の規定により使用許可証の書換えを受けようとするときは、住所又は氏名を変更した日及び使用者の地位の承継が生じた日から速やかに、

次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名の変更
 - ア 住所氏名変更届 (様式第7号)
 - イ 使用許可証
 - ウ 住所又は氏名の変更を証明する書類
- (2) 使用者の地位の承継
 - ア 承継使用届 (様式第8号)
 - イ 被承継者の使用許可証
 - ウ 承継原因を証明する書類

(許可証の再交付)

- 第10条 使用者は、条例第12条の規定により使用許可証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書(様式第9号)に汚損の場合は、その汚損した使用許可証を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 使用許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の使用許可証は、その効力を失うものとする。

(承継)

- 第11条 条例第20条第1項本文に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者が、使用者の地位を承継することができる。
- (1)婚姻又は養子縁組により氏を改めた者が使用者であって、その者が離縁し、又は離婚した場合(婚姻又は養子縁組が取り消された場合を含む。)
- (2)婚姻により氏を改めた者が使用者であって、配偶者の死亡により、その者が婚姻前の氏に復し、又は姻族関係を終了させた場合
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合
- 2 条例第20条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。
- (1)2体分の使用許可を受けた使用者が当該使用許可において合葬式墓地に埋蔵されることとされている者より先に死亡した場合の埋蔵予定者
- (2) 合葬式墓地の使用者が既に死亡し、埋蔵されている焼骨を改葬又は分骨する目 的で承継しようとする場合の祭祀を主宰する者

(収蔵等の手続)

- 第12条 一般墓地又は桜木霊堂の使用者は、焼骨(遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。)を収蔵埋蔵、改葬又は分骨しようとするときは、使用許可証に 火葬許可証、改葬許可証、収蔵証明書又は埋蔵証明書を添えて市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 前項の場合において、親族以外の者の焼骨を収蔵埋蔵、改葬又は分骨しようとするときは、前項の書類のほかに、親族外収蔵埋蔵申請書(様式第10号)を添えて市長に提出しなければならない。

3 合葬式墓地の使用者は、焼骨を埋蔵又は改葬しようとするときは、使用許可証に 火葬許可証、改葬許可証、収蔵証明書又は埋蔵証明書を添えて市長に提出しなけれ ばならない。

(使用の制限)

- 第13条 条例第5条第2項の制限は、次のとおりとする。
- (1)一般墓地
 - ア カロート及び花立てが備え付けられている場合は、備え付けのものを使用することとし、設置されているカロート等の形状を変更してはならない。
 - イ 1墓所1墓石とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - ウ 芝生墓域及び林間墓域の使用者は、囲障を設け、植樹し、その他使用墓域の 原状の変更をしてはならない。
 - エ 使用区画内の清掃、雑草の除去、墓石等工作物の管理、周囲に危険又は損害 を及ぼすことのないよう適切な維持管理を行い、損害が生じた場合は、直ちに 修理その他の措置をとらなければならない。
 - オ 塔婆を廃棄するときは、所定の場所に廃棄しなければならない。
 - カ 墓石を設置し、又は一般墓地の設備の工事を行おうとするときは、一般墓地 内工事施工届 (様式第11号) に、設計図、図面等を添えて市長に提出し、そ の承認を受けなければならない。
- (2) 合葬式墓地
 - ア 焼骨の埋蔵位置は、市長が指定し、職員がその埋蔵を行うものとする。
 - イ 参拝は参拝スペースで行うものとする。
- (3) 桜木霊堂
 - ア 焼骨を収蔵、改葬又は分骨する際は、職員の立会いを求めなければならない。
 - イ 桜木霊堂における参拝は、正面の参拝場所で行い、収蔵、改葬又は分骨の場合を除き収蔵室へ入室してはならない。
 - ウ 納骨壇及び納骨棚には、市長が認めるもののほか、特別の設備の設置及び設備の形状の変更をしてはならない。

(焼骨の容器に係る基準)

- 第14条 条例第17条第3項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下であること。
- (2) 高さが27センチメートル以下であること。
- (3) その他市長が別に定める基準

(焼骨の返還等)

- 第15条 条例第19条第2項の規定による申出は、合葬式墓地焼骨返還申出書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1)使用許可証
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第19条第3項の規定による届出は、合葬式墓地使用終了届(様式第13号) に使用許可証を添えて行うものとする。

(使用区画等)

- 第16条 一般墓地の使用は、使用者1人につき、1区画とし、その使用面積は、桜木霊園にあっては6平方メートル以内、平和公園にあっては5平方メートル以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、桜木霊園にあっては、市長が特に必要と認めたときは、 この限りでない。

(設備基準)

- 第17条 条例第13条の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 桜木霊園及び平和公園の普通墓域
 - ア 囲障を設けて使用墓地の区画を明らかにしなければならない。ただし、当該 囲障の高さは、地盤面から1.5メートル以内とする。
 - イ 墓碑又はこれに類する設備の高さは、地盤面から3メートル以内とすること。
 - ウ 盛土の高さは、地盤面から0.5メートル以内とすること。
 - エ 植樹は、通路及び隣接地に障害を及ぼさないようにし、その高さは、地上 6 メートル以内とすること。
- (2) 平和公園の芝生墓域及び林間墓域
 - ア 墓碑を設ける場所は、台石の上とし、その高さは、地盤面から芝生墓域については 0.5メートル以内、林間墓域については 1.5メートル以内とすること。
 - イ 台石及びふた石の規格は、別図のとおりとすること。ただし、芝生墓域については台石及びふた石の規格の範囲内で墓石を設置することができるものとし、林間墓域については、台石を 0.85メートル角以内の大きさまで変更することができる。
 - ウ 線香立て及び花立てを設置する場合は、ふた石又は台石の上に設置すること。
- 2 平和公園の芝生墓域及び林間墓域内においては、前項第2号に掲げる以外の工作 物等を設置してはならない。

(条例第22条第1項第4号の規則で定める日)

- 第18条 条例第22条第1項第4号の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 使用許可を受けた際に焼骨を所持している者 使用許可のあった日
- (2) 前号に掲げる者以外の者 使用許可に係る埋蔵予定者の死亡を確認した日 (墓地の返還)
- 第19条 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用者は、条例第22条第1項の規定により一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用の許可を取り消されたときは、許可を取り消された日から10日以内に原状に復して返還しなければならない。
- 2 条例第23条第1項又は前項の規定により一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂を返還しようとするときは、返還届(様式第14号)に使用許可証を添えて市長に提出しなければならない。

3 条例第23条第1項及びこの条第1項の場合において、使用者が一般墓地又は桜木霊堂を原状に復して返還しないときは、市長は、焼骨を特定の場所に移し、保管するものとする。

(桜木霊堂)

- 第20条 納骨壇の使用期間は、使用の許可の日から1段式にあっては1年、5段式 にあっては10年とする。
- 2 納骨壇には、市長が認めるもののほか、特別の設備をしてはならない。
- 3 納骨棚の期間は、使用の許可の日から1年とする。 (更新)
- 第21条 桜木霊堂を使用している者で使用期間の更新を受けようとする者は、使用期間の満了の日の前日までに、桜木霊堂使用許可申請書(様式第3号)に使用許可証及び住民票の写しを添えて市長に申請しなければならない。
- 2 納骨壇の1段式又は納骨棚を使用している者で本市を転出した後の使用期間の 更新は、3回までとする。ただし、市長が更新につき相当の理由があると認めると きは、この限りでない。

(管理料の減免申請)

第22条 条例第29条の規定により管理料の減額又は免除を受けようとする者は、 墓地管理料減免申請書(様式第15号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長 に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

- 第23条 条例第31条ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合において還付する使用料の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を一般墓地の面積(1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。)に乗じて得た額とする。
- (1)一般墓地に係る使用許可後3年以内において返還された場合 原状に復して返還されたものについては、1平方メートルにつき1万6千円(現状のまま返還されたものについては、1平方メートルにつき1万円)
- (2)一般墓地に係る使用許可後3年を超え5年以内において返還された場合 原状 に復して返還されたものについては、1平方メートルにつき1万2千円(現状の まま返還されたものについては、1平方メートルにつき6千円)
- (3) 一般墓地に係る使用許可後 5 年を超えて返還された場合 原状に復して返還されたものについては、1 平方メートルにつき 6 千円
- 2 条例第31条ただし書の規定により、管理料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合において還付する管理料の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
- (1)一般墓地の使用者が条例第23条第1項の規定により一般墓地を返還した場合 既に納付した当該年度の管理料の額から条例第27条第1号に規定する管理料 の額に、当該年度の使用月数(1月未満の端数があるときは、これを1月に切り 上げる。)を乗じた額を12で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じ たときはこれを切り捨てた額)を控除して得た額

- (2)一般墓地の使用者が条例第29条の規定により管理料の減額又は免除を受けた 場合 市長が別に定める額
- 3 条例第31条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、墓地使用料返還金申請書(様式第16号)を、管理料の還付を受けようとする者は、墓地管理料返還金申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。 (公告)
- 第24条 市長は、条例第32条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 平和公園の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者に平和公園の管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (4)条例第32条第3項の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な 書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)及び次条に規定する申請書の提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (指定申請)
- 第25条 指定申請は、申請期間内に千葉市平和公園指定管理者指定申請書(様式第 18号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければな らない。
- (1)指定期間に属する各年度における平和公園の管理に関する事業計画書及び収支 予算書
- (2)指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類(以下この号において「損益計算書等」という。)。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録
- (3)定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書
- (4)役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類 及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提 出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定に より指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出し なければならない。

(指定)

第26条 市長は、条例第32条第4項の規定により指定したときは、千葉市平和公園指定管理者指定書(様式第19号)を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第32条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市平和公園指定管理者不指定通知書(様式第20号)を 当該法人等に交付するものとする。

(告示)

- 第27条 条例第32条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。
- (1) 平和公園の名称
- (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- (4)指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した 場合にあっては、その理由
- (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲 (協定の締結)
- 第28条 指定管理者は、市長と平和公園の管理に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 平和公園の管理に関する事業計画に関する事項
- (2) 平和公園の一般墓地の使用の許可に関する事項
- (3) 平和公園の管理に要する費用に関する事項
- (4) 平和公園の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 平和公園の管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (6) 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に 規定する事業報告書をいう。以下同じ。)その他平和公園の管理に関する業務の 報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第29条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に平和公園の管理 に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。